

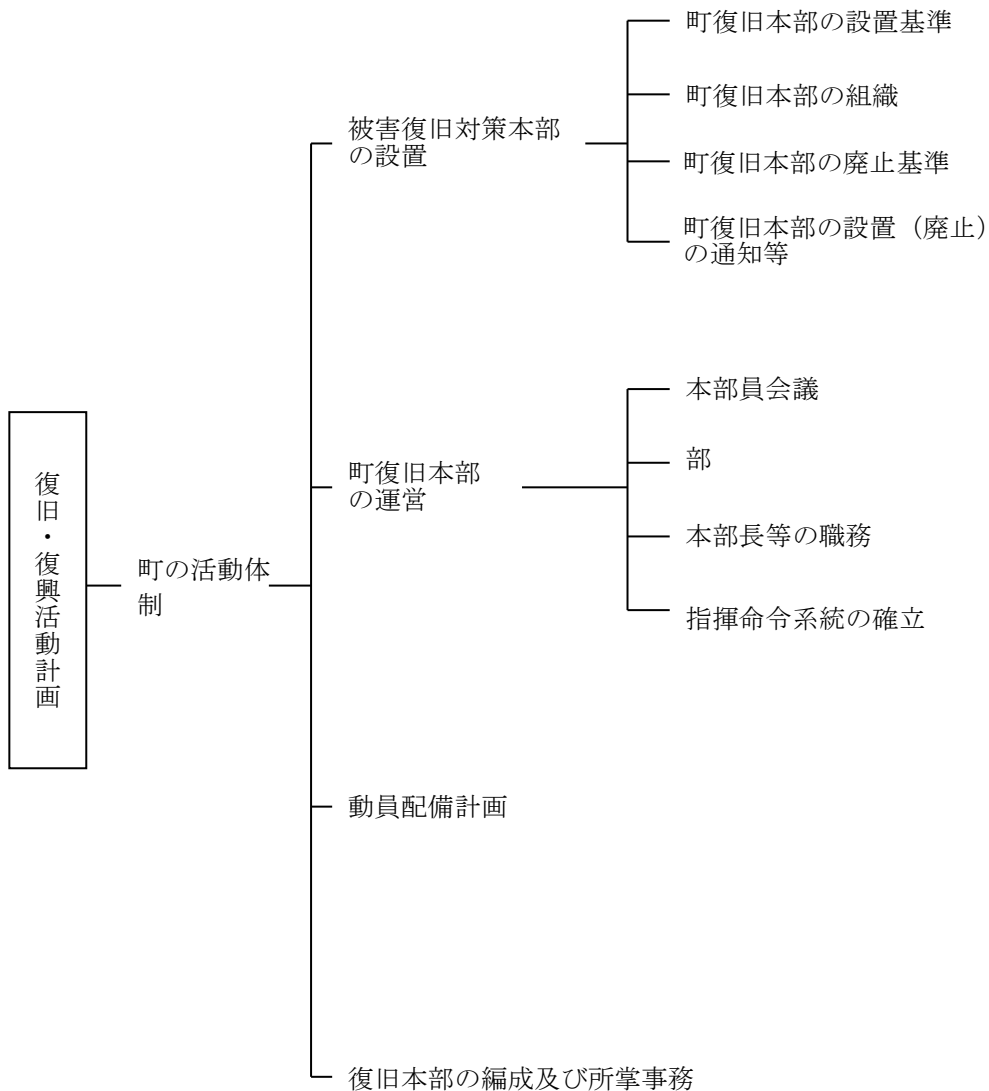
## 第4編 復旧・復興計画

### 第1章 復旧・復興活動計画

#### 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、多数の者が被災し、住居や家財の損失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会は大きな混乱に陥る可能性がある。

こうした社会の混乱を防ぎ、民心の安定と社会秩序の維持を図るには、被災者の生活再建を一日も早く図る必要があり、町をはじめとする防災関係機関は、協力して必要な措置を講じる



## 第1節 町の活動体制

町長は、災害応急対策終了後、本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て復旧・復興対策を実施する。

### 第1項 被害復旧対策本部の設置

町長は、復旧・復興対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、和木町被害復旧対策本部（以下「町復旧本部」という。）を設置し、復旧・復興対策を実施する。

#### 1 町復旧本部の設置基準

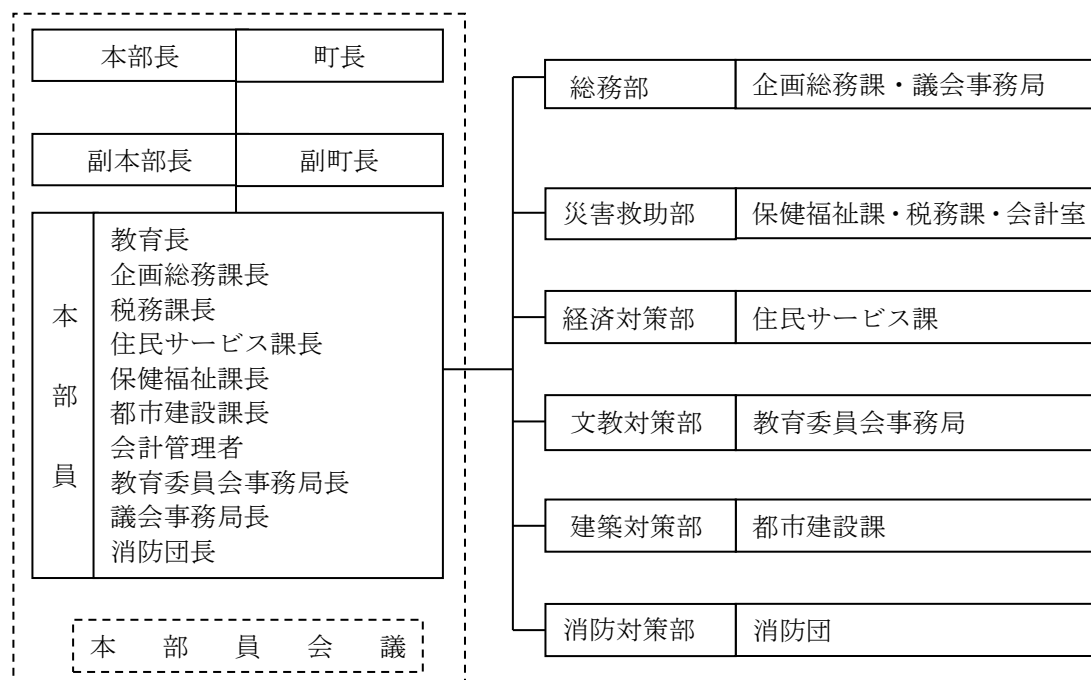
町内に相当規模の災害が発生し、災害応急対策が概ね完了し災害対策本部体制からの移行が必要と災害対策本部長（町長）が認める場合

具体的な判断としては、町に、災害救助法が適用された場合などが想定される。

この際、災害対策本部からの移行（災害応急対策の終了）に伴い、災害対策本部長（町長）は、発動中の「和木町業務継続計画」の終結を宣言する。

#### 2 町復旧本部の組織

町復旧本部の組織は、本部長（町長）、副本部長（副町長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。



#### 3 町復旧本部の廃止基準

本部長（町長）は、本格的な復旧・復興対策のめどがたつたと認められるときは、町復旧本部を廃止する。

#### 4 町復旧本部の設置（廃止）の通知等

総務部長（企画総務課長）は、町復旧本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を知事（県防災危機管理課）及び町民に通知及び公表するものとする。

### 第2項 町復旧本部の運営

#### 1 本部員会議

本部長は、町の災害復旧対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、復旧・復興対策に係る基本方針を決定する。

(1) 本部体制の配備及び廃止に関すること。

(2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う復旧・復興対策の基本方針に関すること。

- (3) 県に対する復旧・復興対策の応援要請に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか重要な復旧・復興対策に関すること。

2 部

(1) 部の構成

部は町における復旧・復興対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき復旧・復興対策業務の実施に当たる。

町復旧本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部を構成する組織	部長	備考
総務部	企画総務課・議会事務局	企画総務課長	
災害救助部	保健福祉課・税務課・会計室	保健福祉課長	
経済対策部	住民サービス課	住民サービス課長	
文教対策部	教育委員会事務局	教育長	
建築対策部	都市建設課	都市建設課長	
消防対策部	消防団	消防団長	

注) 部を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

(2) 部の設置基準

発生した災害の程度・形態により、本部長が必要と認めるもの。

3 本部長等の職務

(1) 本部長（町長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員（本部を構成する部の部長等）

本部長の命を受け、各々が所掌する復旧・復興対策に従事する。

4 指揮命令系統の確立

- (1) 被害復旧対策本部……………町長不在の場合は、副本部長（副町長）が、町長・副町長不在の場合は、総務部長（企画総務課長）が指揮を執る。

- (2) 各 対 策 部……………各部長（各課長等）、課長補佐の順で指揮を執る。

第3項 動員配備計画

動員配備計画は、各対策部長が定める。

第4項 復旧本部の編成及び所掌事務

部(部長)	班(班長)	関係課・係	所掌事項
総務部 (企画総務課長)	総務班 (企画総務課 課長補佐)	企画総務課 庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本部の総括に関すること。</li> <li>2 本部員会議に関すること。</li> <li>3 本部長及び副本部長に関すること。</li> <li>4 各部の復旧・復興対策の連絡調整に関すること。</li> <li>5 県（防災危機管理課）に対する報告及び要望に関する こと。</li> <li>6 報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>7 被災者の生活物資の確保、供給に関すること。</li> <li>8 職員に関すること。</li> <li>9 他県及び他市町村からの応援に関すること。</li> <li>10 復旧・復興対策の発表に関すること。</li> <li>11 各部からの復旧・復興対策の情報の取りまとめに関する こと。</li> <li>12 災害関係文書の処理に関すること。</li> <li>13 り災証明の申請受付の広報に関する事項</li> </ul>

			<p>14 「り災証明書」発行時の「被災者支援情報の提供（担当部署の情報の総合）に関する事。</p> <p>15 住家被害認定調査班の編成支援に関する事。（税務課の支援依頼による。）</p> <p>16 被災者生活再建支援制度の担当制度の申請受け、適用・登録に関する事。</p> <p>17 その他復旧・復興対策に関する事務で他部に属さない事項に関する事。</p>
総務部 （企画総務課長）	企画班 （企画総務課課長補佐）	企画総務課 企画係	<p>18 商工業施設の復旧・復興対策に関する事。</p> <p>19 広報・公聴に関する事。</p> <p>20 庁内情報システムの保全管理に関する事。</p> <p>21 災害時における被災者等へのホームページによる必要な情報提供に関する事。</p> <p>22 部内の各班及び他部の応援に関する事。</p>
	財政班 （企画総務課課長補佐）	企画総務課 財政係	<p>23 復旧・復興対策に必要な財政措置に関する事。</p> <p>24 町有財産の復旧・復興対策に関する事。</p> <p>25 町有車両の使用調整に関する事。</p> <p>26 部内の各班及び他部の応援に関する事。</p>
災害救助部 （保健福祉課長）	救助班 （保健福祉課長）	保健福祉課	<p>1 災害救助法の適用に関する事。</p> <p>2 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事。</p> <p>3 関係施設の復旧・復興対策に関する事。</p> <p>4 復旧・復興に関する関係機関との連絡に関する事。</p> <p>5 避難所の運営に関する事。</p> <p>6 民生・児童委員との連絡に関する事。</p> <p>7 義援金品の受入れ・配分に関する事。</p> <p>8 民生安定に関する事。</p> <p>9 ボランティアの活動支援に関する事。</p> <p>10 医療及び助産に関する事。</p> <p>11 医療機関との連絡に関する事。</p> <p>12 医薬品、衛生器材の確保に関する事。</p> <p>13 環境衛生に関する事。</p> <p>14 防疫に関する事。</p> <p>15 被災者生活再建支援制度の担当制度の申請受け、適用・登録に関する事。</p> <p>16 要配慮者へのり災証明書の申請、被災者生活再建支援施策に関する事。</p> <p>17 避難中の配慮者への医療支援、健康管理等に関する事。</p> <p>18 その他衛生対策に関する事。</p>
	税務班 （税務課長）	税務課 会計室	<p>19 税の減免、徴収猶予等の措置に関する事。</p> <p>20 り災証明書発行窓口の設定、申請受けから登録・り災証明書発行に関する事。</p> <p>21 住家被害認定調査の計画・実施に関する事。（二次調査以降を含む）</p> <p>22 復旧・復興対策に要する経費及び義援金の出納に関する事。</p> <p>23 救助班及び他部の応援に関する事。</p> <p>24 被災者生活再建支援制度の担当制度の申請受け、適用・登録に関する事。</p>

<p>経済対策部 (住民サービス課長)</p>	<p>住民サービス班 (住民サービス課 課長補佐)</p>	<p>住民サービス課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林業関係の復旧・復興対策に関する事。</li> <li>2 水産関係の復旧・復興対策に関する事。</li> <li>3 汚水、排水、有害物質、油濁等による公害の防止対策に関する事。</li> <li>4 食品衛生に関する事。</li> <li>5 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関する事。</li> <li>6 ゴミ、がれきの処理及び清掃に関する事。</li> <li>7 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>8 被災者生活再建支援制度の担当制度の申請受け、適用・登録に関する事。</li> <li>9 その他被災地の生活衛生に関する事。</li> </ol>
<p>文教対策部 (教育長)</p>	<p>文教対策班 (教育委員会事務局長)</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設の復旧・復興対策に関する事。</li> <li>2 児童生徒の避難措置に関する事。</li> <li>3 被災児童生徒に対する学用品の供与等に関する事。</li> <li>4 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。</li> <li>5 被災文化財の保護、修復に関する事。</li> <li>6 災害要主食及び副食の調達確保に関する事。</li> <li>7 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関する事。</li> <li>8 被災者生活再建支援制度の担当制度の申請受け、適用・登録に関する事。</li> <li>9 その他文教関係の復旧・復興対策に関する事。</li> </ol>
<p>建築対策部 (都市建設課長)</p>	<p>建築対策班 (都市建設課課長補佐)</p>	<p>都市建設課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設関係の復旧・復興に関する事。</li> <li>2 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設等、土砂災害の復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関する事。</li> <li>3 河川の復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関する事。</li> <li>4 道路及び橋梁の復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関する事。</li> <li>5 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6 緊急輸送道路の確保及び必要な措置に関する事。</li> <li>7 公園緑地の復旧・復興対策に関する事。</li> <li>8 下水道等の復旧・復興対策に関する事。</li> <li>9 仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>10 公営住宅の復旧・復興対策に関する事。</li> <li>11 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事。</li> <li>12 飲料水に関する事。</li> <li>13 建設業者等に対する支援要請及び連絡調整に関する事。</li> <li>14 資材の調達及び確保に関する事。</li> <li>15 被災者生活再建支援制度の担当制度の申請受、適用・登録に関する事。</li> <li>16 その他、土木建築関係の復旧・復興対策に関する事。</li> </ol>

消防対策部 (消防団長)	消防班 (副団長)	消防団	1 消防団員の動員に関する事。 2 復旧・復興情報の収集・広報に関する事。 3 人命救助、救出に関する事。 4 巡視・警戒に関する事。 5 岩国地区消防組合と連携した活動。
-----------------	--------------	-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------